

幕別町消費者被害防止 ネットワークニュース

第122号



通信販売のトラブルが最多

—令和7年度消費生活センター報告—

令和7年度に幕別町消費生活センターに寄せられた相談件数は176件でした。最も多かった相談は、例年と同様に**通信販売のトラブル**で、具体的には次のような相談でした。

- 健康食品やサプリメント、化粧品を1回限りのつもりで注文したものの、毎月届く**定期購入契約**だった。
 - ネット通販で代金を前払いしたが、商品が届かず、連絡もできない**偽サイト**だった。
- 他にも令和7年度には、次のような相談が特に目立ちました。

◆サブスク契約に注意！

令和7年度は、動画配信サービスや各種アプリ、ショッピングサイトなどの**サブスクリプション**(以下、**サブスク**)契約の相談が複数寄せられました。

サブスク契約は、利用していなくても解約の手続きをしない限り、自動的に契約が更新されて料金が発生します。利用する際は、契約期間などをよく確認し、利用しなくなった場合は、解約するのを忘れないようにしましょう。

解約方法が分からなければ、消費生活センターに相談してください。

(※サブスクリプション(サブスク)契約:定期的に料金を支払って商品やサービスを一定期間利用する契約のこと)

◆クレジットカードの不正利用にも注意！

令和7年度は「クレジットカードを不正に利用された」という相談も増加しました。クレジットカードで身に覚えのない請求があった場合は、早急にカードの裏面に記載されているクレジットカード会社の連絡先に連絡して調査を依頼し、併せて利用の停止とカード番号の変更を申し出てください。

また、日頃からクレジットカードの明細をこまめに確認し、暗証番号やパスワードは、他の人に推測されにくいものに定期的に変更しましょう。

消費生活センターでは他にも消費生活に関するさまざまな相談を受け付けています。
困ったときは一人で悩まず、消費生活センターに相談してください。



ホームページのご案内

町のホームページには消費生活に関する情報を掲載しています。ぜひご覧ください。
(右の二次元コードからアクセスできます)



出前講座を利用してみませんか？

消費生活相談員が悪質商法や特殊詐欺の最新の手口と対処法について、事例を交えて分かりやすくお話しします。
詳しくは消費生活センターに問い合わせしてください。

令和8年度消費者月間統一テーマ (毎年5月は消費者月間です)
見える情報 見えない仕組み ~AI時代の消費者力を高めるために~

22ページも
併せて
チェック！

幕別町消費生活センター(電話相談: ☎055-5800)

窓口	札内	月曜～金曜	午前9時～午後4時 ※忠類:事前予約が必要	札内コミュニティプラザ 消費生活センター
	幕別	火曜・木曜		役場1階相談室
	忠類	第2・4水曜		忠類コミュニティセンター

賃貸住宅の原状回復トラブルにご注意！

契約時

貸主側の説明をよく聞き、
わからないことは確認を。
原状回復やクリーニング費用
について、契約書類の記載
内容をよく確認！



入居時

キズや汚れを確認し、
写真やメモで記録に
残しましょう。
備え付けの設備がきちんと
動作するかも確認！



入居中

設備に不具合や故障が
起こったらすぐに
貸主側に連絡しましょう。



退去時

退去時もキズや汚れを
確認し写真やメモで記録に
残しましょう。
精算内容をよく確認し、
納得できない点は
貸主側に説明を求めましょう。

★ 「賃貸住宅標準契約書」や

「原状回復をめぐるトラブルとガイドライン」も確認！

